

笠岡市告示第158号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第2項の規定により，令和5年7月18日に受理した笠岡市条例改正請求について，笠岡市議会の審議の結果を次のとおり告示する。

令和5年8月7日

笠岡市長 小林 嘉文

1 議案

議案第53号 笠岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

2 議決年月日及び審議結果

令和5年8月7日 否決